

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

訓令

○北海道職員被服貸付規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

告示

○北海道公債の定時償還の抽せんの実施(縁故債)

(財政課)

二

○結核予防法による医療担当機関の指定

(保健予防課)

二

○道営土地改良事業計画の決定

(土地改良指導課)

二

○道営土地改良事業変更計画の決定

(土地改良指導課)

二

○土地改良事業の計画変更の同意

(土地改良指導課)

三

○一般競争入札(物品の賃借)の実施

(酪農畜産課)

三

○知事権限に係る保安林の指定

(治山課)

四

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定

(治山課)

四

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定

(治山課)

四

○基本測量の実施の通知

(建設部総務課)

四

○公共測量の実施の通知

(建設部総務課)

五

○土地収用法による事業の認定

(建設部総務課)

五

○急傾斜地崩壊危険区域の指定

(砂防災害課)

五

○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出

(都市環境課)

五

○北海道収入証紙の売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正

(物品管理課)

五

公表

○地力増進対策指針の策定

(流通対策課)

六

○社団法人全国公営住宅共済会平成十二年度経営状況

(住宅課)

六

公告

○公募型プロポーザルの実施

(政策推進評価課)

七

○公募型プロポーザルの実施

(文化振興課)

七

道警察本部告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示

八

○特定調達契約に係る入札の公告

八

訓

令

北海道訓令第12号

本庁
出先
機関

北海道職員被服貸付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成13年7月3日

北海道知事 堀 達也

北海道職員被服貸付規程の一部を改正する訓令

北海道職員被服貸付規程(昭和41年北海道訓令第11号)の一部を次のように改正する。

別表中

を

農業改良普及員	作業用長靴	1	2	水産業改良普及員を除く。水産業改良普及員については、耐用年数を3年とする。
農業改良普及員	作業用長靴	1	3	水産業改良普及員に限る。
農業改良普及員	作業用長靴	1	4	水産業改良普及員に限る。
生活改良普及員	作業用長靴	1	2	

農業改良普及員	作業用長靴	1	2	水産業改良普及員を除く。水産業改良普及員については、耐用年数を3年とする。
農業改良普及員	作業用長靴	1	3	水産業改良普及員に限る。
農業改良普及員	作業用長靴	1	4	水産業改良普及員に限る。
農業改良普及員	作業用長靴	1	2	農畜産物利活用を担当する改良普及員に限る。

改める。

第1276号

報

公

訓

典

北

附 則		
1 この訓令は、平成13年7月3日から施行し、この訓令による改正後の北海道職員被服貸付規程（以下「改正後の訓令」という。）別表の職種欄に掲げる改良普及員の職にある者に対する被服の貸付及び貸付時期に係る改正後の訓令第2条から第4条まで及び次項の規定は、平成13年4月1日から適用する。		
2 平成13年度に限り、改正後の訓令別表の職種欄に掲げる改良普及員の職にある者に対する作業衣（上下）、雨衣（上下）及び白衣の貸付時期に係る改正後の訓令第3条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、これらの規定中「6月1日」とあるのは「8月1日」とし、平成13年4月1日以後同年8月1日前に新たに改良普及員となった者に対する作業衣（上下）、雨衣（上下）及び白衣の貸付については、改正後の訓令第4条の規定は、適用しない。		
3 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道職員被服貸付規程の規定に基づいて貸付されている被服は、改正後の訓令の規定に基づいて貸付されたものとみなす。		
扣		長
北海道告示第1164号 北海道公債の元金に係る平成13年8月20日定時償還について、次のとおり抽せんを行う。 平成13年7月3日		
1 償還銘柄及び償還金額	柄	償 還 金 額
北海道知事 堀 達 也		
北海道第19回1号公債		3億円
北海道第19回2号公債		3億3,000万円
北海道第19回3号公債		1億5,000万円
北海道第20回1号公債		4億5,000万円
北海道第20回2号公債		3億円
北海道第20回3号公債		4億5,000万円
北海道第20回4号公債		6億3,000万円
北海道第20回5号公債		3億6,000万円
北海道第21回1号公債		9億円
北海道第21回2号公債		10億2,000万円
北海道第21回3号公債		9億円
北海道第21回4号公債		6億6,000万円
北海道第21回5号公債		8億4,000万円

北海道第22回1号公債	9億円
北海道第22回2号公債	9億円
北海道第22回3号公債	9億円
北海道第22回4号公債	10億5,000万円
北海道第22回5号公債	10億5,000万円
北海道第22回6号公債	7億5,000万円
北海道第22回7号公債	9億3,000万円
北海道第22回8号公債	6億6,000万円
償 還 期 日	平成13年8月20日
抽 せ ん 日 時	平成13年7月5日 午後2時
抽 せ ん 場 所	株式会社 北洋銀行本店 札幌市中央区大通西3丁目11番地
抽 せ ん 方 法	電子計算機抽せん

北海道告示第1165号 結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 平成13年7月3日		
医療機関の名称	開 設 者	北海道知事 堀 達 也
ハイレン薬局昭和店	(株)ハイレンメデイカル	函館市昭和1丁目4番19号 平成13. 6. 1
ハイレン薬局桔梗店	(株)ハイレンメデイカル	同 桔梗町327 - 282
ハイレン薬局美原店	(株)ハイレンメデイカル	同 美原3丁目2番13号
ハイレン薬局中の沢店	(株)ハイレンメデイカル	同 桔梗町372 - 377
北海道告示第1166号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（遠別地区中山間地域総合整備（農業用排水、農道、暗きよ）事業の土地改良事業計画を定めた。その関係書類は、北海道留萌支庁に備え置いて、平成13年7月4日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成13年7月3日		

北海道知事 堀 達 也	
北海道告示第1167号 次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、平成13年7月4日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成13年7月3日	
地区名	事業の種類
西 篠 津	土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、暗きよ、区画整理)
川 南	土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、暗きよ)
弥 広	ほ場整備
同 分	緊急生産調整推進排水対策特別 (農業用排水)
共 立 第 3	農地防災 (農業用排水、排土工)
二見ヶ岡	農地帯総合整備 [緊急整備型] (農業用排水、農道、区画整理、暗きよ、土層改良)
	畑地帯総合整備 [担い手支援型] (土層改良、暗きよ、区画整理)
北海道告示第1168号 土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の3第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成13年6月22日、音威子府村の行う土地改良 (咲来15線地区基盤整備促進 [基盤整備] (農道)) 事業の土地改良事業計画の変更に同意した。 平成13年7月3日	
北海道告示第1169号 次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。)を実施する。 平成13年7月3日	
1 入札に付する事項	北海道知事 堀 達 也
(1) 調達をする賃借物品の名称及び数量	北海道知事 堀 達 也
(2) 調達をする賃借物品の仕様等	入札説明書による。
(3) 納 入 期 日	平成13年8月1日

第1276号

報 告 公 開 規 則

北 道

(2) 提出場所	北海道札幌市中央区北3条西6丁目
	北海道農政部酪農畜産課調整係
II その他	
(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い	
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。	
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	ア 名 称 北海道農政部酪農畜産課調整係
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	電話番号 011 - 231 - 4111 内線 27 - 762
(4) この入札の執行は、公開する。	
(5) 詳細は、入札説明書による。	
北海道告示第1170号	
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。	
平成13年7月3日	
1 保安林の所在場所	山越郡八雲町桜野91の1・92・96の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
2 指定の目的	土砂の流出の防備
3 指定施業要件	
(1) 立木の伐採の方法	
ア 主伐は、択伐による。	
イ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(2) 立木の伐採の限度	

次のとおりとする。	
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）	
北海道告示第1171号	
森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。	
平成13年7月3日	
1 解除予定保安林の所在場所	十勝郡浦幌町字昆布刈石1の31から1の33まで、1の38
2 保安林として指定された目的	霧害の防備
3 解除の理由	道路用地とするため
北海道告示第1172号	
農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。	
平成13年7月3日	
1 解除予定保安林の所在場所	上川郡剣淵町字シルトルツツ2971の907、2971の908、字剣淵原野3801の3
2 保安林として指定された目的	土砂の流出の防備
3 解除の理由	道路用地とするため
北海道告示第1173号	
国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による通知があった。	
平成13年7月3日	
1 作業種類	基本測量（1万分1地形図作成）
2 作業期間	平成13年7月10日から平成14年3月31日まで
3 作業地域	札幌市、函館市、北広島市、江別市

北海道告示第1174号

赤平市長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年7月3日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（公共基準点移動測量）
- 2 作業期間 平成13年7月6日から8月20日まで
- 3 作業地域 赤平市平岸

北海道告示第1175号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成13年7月3日

北海道知事 堀 達 也

- 1 起業者の名称 遠軽町
- 2 事業の種類 瀬戸瀬パークゴルフ場整備事業
- 3 起 業 地 北海道紋別郡遠軽町瀬戸瀬東町地内
- (1) 収 用 の 部 分 なし
- (2) 使 用 の 部 分 なし
- 4 起業地を表示する 遠軽町役場
- 図面の縦覧場所

北海道告示第1176号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成13年7月3日

北海道知事 堀 達 也

小樽市緑2丁目急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡 市 町 地 番	標柱番号
小樽市 緑2丁目 41番12	1
同 同 41番1	2、3
同 同 19番18	4

同	同	19番12	5
同	同	19番1	6
同	同	17番8	7、8
同	同	17番11	9、10
同	同	17番1	11
同	同	19番4地先道路敷地	12

北海道告示第1177号

釧路町東陽士地区画整理組合から、次のとおり理事が退任した旨、士地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定による届出があった。

平成13年7月3日

北海道知事 堀 達 也

退任年月日	氏 名	住 所
平成13. 2. 8	早 坂 義 己	釧路郡釧路町曙3丁目1番7号
同 13. 5. 18	杉 田 勝 敏	厚岸郡厚岸町奔渡町6丁目59番地10

北海道告示第1178号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成13年7月3日

北海道知事 堀 達 也

2 売りさばき人の項 「北海道行政書士会 昭和53. 4. 6 同 札 幌 支 部 平成13. 6. 25 北海道行政書士会函館支部 厚別出張所」の次に 「北海道行政書士会 函 館 支 部」を加える。

公 報

地力増進法（昭和59年法律第34号）第6条第1項の規定により、地力増進対策指針を次のとおり定めた。

平成13年7月3日

北海道知事 堀 達 也

1 策 定 年 月 日	平成13年6月26日
2 地 域 名	島牧、京極、旭川、網走西部、網走南部、紋別南部、浦幌

第1276号

報 告 公 開 報 告

3

地力増進対策指針

別紙のとおり

(別紙「地力増進対策指針」は、省略し、その指針は北海道農政部流通対策課、関係支庁農業振興部農務課及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から、平成12年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成13年7月3日

北海道知事 堀 達也

社団法人全国公営住宅火災共済機構平成12年度経営状況公告

1

事業実績

加入都道府県市区町村会員数

加 入 戸 数

共 済 契 約 金 額

火 災 共 済 掛 金

被 災 戸 数

火 災 共 済 給 付 金

復 興 建 築 助 成 戸 数

復 興 建 築 助 成 金

住宅防火施設整備補助会員数

住宅防火施設整備補助金

住 宅 災 害 見 舞 戸 数

住 宅 災 害 見 舞 金

2

収支計算

(1) 収入

火 災 共 済 掛 金 収 入

建 物 管 理 の 部 収 入

そ の 他 の 収 入

当 期 収 入 合 計 (A)

前 期 繰 越 収 支 差 額

収 入 合 計 (B)

(2) 支出

事 業 費

管 理 費

建 物 管 理 費

1,078,431,130円

61,128,584円

2,765,075,659円

3,904,635,373円

60,452,293円

3,965,087,666円

1,007,909,451円

210,793,526円

14,206,816円

特定預金等支出 その他の経費 当期支出合計(C) 当期収支差額(A)-(C) 次期繰越収支差額(B)-(C)	2,665,153,290円 15,889,750円 3,913,952,833円 ▲9,317,460円 51,134,833円
次のとおりプロポーザルの提出を要請する。 平成13年7月3日	
北海道知事 堀 達也	
1	事業概要
(1) 事業名	平成13年度情報誌「北海道暮らし」制作業務
(2) 業務内容	北の暮らしの豊かさを再認識し、一人ひとりが北海道らしいライフスタイルについて考えるきっかけを提供することを目的として発行する情報誌「北海道暮らし」の制作業務を委託する。
(3) 履行期限	平成13年10月31日(水)
ア 第25号	平成14年3月8日(金)
イ 第26号	平成14年3月8日(金)
2	参加資格及び選定基準
(1) 企画提案書の提出者に要求する資格	過去2年間(平成11年度及び12年度)に官公庁又は民間事業者と本業務に類似する業務の契約・履行実績がある法人・団体であること。
イ 道内に営業・運営拠点を持つこと。	
(2) 選定基準	
ア 業務処理能力	本業務を実施するための体制等
イ 誌面内容	企画、レイアウト、写真・イラスト、表現力等
3	手続等
(1) 担当部課	郵便番号 090 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部生活文化・青少年室文化振興課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 415 ファクシミリ 011 - 232 - 8695

北 海 道	(2) 説明書の交付期間、場所及び方法 平成13年7月3日（火）から9日（月）まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで） 交付場所は、(1)に同じ。
	(3) 資格審査申請書の提出期限等 平成13年7月10日（火）午後5時必着 提出場所は、(1)に同じ。 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。
北 海 道	(4) 企画提案書の提出期限等 平成13年7月31日（火）午後5時必着 提出場所は、(1)に同じ。 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。
	4 そ の 他 (1) 契約書作成の要否 要 (2) 関連情報を入手するための照会先 3(1)に同じ。 (3) その他 詳細は、企画提案説明書による。
次のとおりプロポーザルの提出を要請する。 平成13年7月3日	
北 海 道	1 事業概要 北海道知事 堀 達 也
	(1) 事業名 情報システム再構築調査 (2) 業務内容 道における既存の情報システムの最適化を図るために、データ管理体系や業務プロセスの実態を調査、整理し、効率的・効果的な業務執行を実現するための調査分析業務を委託する。
北 海 道	(3) 履行期限 平成14年3月22日（金） 2 参加資格及び選定基準 (1) 企画提案書の提出者に要求する資格 ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 ウ 平成13年7月2日の直前の納期限までの道税を滞納していないこと。

北 海 道	エ 過去3年間（平成10年度から12年度まで）に官公庁と本事業に類似する調査の契約実績がある法人であること。 オ 業務の適正な履行を確保するため、責任者のほか担当者2人以上の体制を有すること。 カ 資本金又は基本財産が5千万円以上の法人であること。 (2) 選定基準 業務処理体制、受託実績、企画提案の内容、見積価格など 3 手 続 等 (1) 担当部課 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部政策室政策推進評価課企画調整係 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 961 ファクシミリ 011 - 232 - 6313 (2) 業務企画指示書の交付期間及び場所 平成13年7月3日から16日まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで） 交付場所は、(1)に同じ。 (3) 資格審査申請書の提出期限等 平成13年7月17日（火）午後5時（必着） 提出場所は、(1)に同じ。 提出方法は、持参又は郵送によることとし、いずれの場合も提出方法を電話により事前に連絡すること。 (4) 企画提案書の提出期限等 平成13年7月31日（火）午後5時（必着） 提出場所は、(1)に同じ。 提出方法は、持参又は郵送によることとし、いずれの場合も提出方法を電話により事前に連絡すること。 4 そ の 他 企画提案書に関するヒアリングを行う。 提案方法等の詳細は、業務企画指示書による。	北 海 道
	北 海 道 警 察 本 部 告 示 第 91 号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の	

規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成13年 7月 3日

北海道警察本部長 山 田 高 廣

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成13年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成13年7月3日に一般競争入札の公告を行う運転免許証フ

アイソングシステム機器の賃貸借契約

(2) 資 格 運転免許証フアイソングシステム機器の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 運転免許証フアイソングシステム機器の賃貸借

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 道税を滞納している者でないこと。

(5) 平成13年7月1日現在において、運転免許証フアイソングシステム機器の賃貸事業を営んでいること。

(6) 過去2年間ににおいて、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(7) 調達物品等の保守点検が可能な者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占

めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期

資格審査の申請は、平成13年7月3日から平成13年7月30日までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提 出 先 の 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 提 出 先 の 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

5 資 格 審 査 の 再 申 請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資 格 の 有 効 期 間 及 び 当 該 期 間 の 更 新 手 続

(1) 資 格 の 有 効 期 間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有 効 期 間 の 更 新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察本部告示第92号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年7月3日

北海道警察本部長 山 田 高 廣 1 入札に付する事項 (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量 (2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成13年11月1日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年10月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 平成13年北海道警察本部告示第91号に規定する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課） 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 (2) 入 札 日 時 平成13年8月13日 午後1時30分（郵送による場合は、必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で作付する。 7 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。	8 契約書作成の要否 9 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 10 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Driver's license Filing System B Bid submission date and time : 1 : 30 P. M., August 13, 2001 C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520 Japan, Phone : 011-251-0110 Ext. 2236
---	--

平成十三年七月三日

火曜日

一〇

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印 編 発

刷 集 行

富 北
士 海
プ 道
リ 総
ン 務
ト 部
株 法
式 制
会 文
社 書
道 課